五～七　（略）
八　サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可及び法第五十七条第二項の規定による届出の有無
九　（略）
十　サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する法第四条第二項第二号ニに規定する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設の名称、位置及び種類
十一～十六　（略）
（加齢対応構造等の基準）
第十条　法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十七条第一項第二号に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであって、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geqq 19.5$$

$$\frac{R \leqq 22}{T \leqq 21}$$

$$55 \leqq T + 2R \leqq 65$$

（T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。次号において同じ。
T　踏面の寸法（単位　センチメートル）
R　けあげの寸法（単位　センチメートル））
三～五　（略）
（家賃等の前払金の返還方法）
第十二条　法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　入居者の入居後、家賃等の前払金の算定の基礎（法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎をいう。）として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号に規定する場合を除く。）にあっては、当該期間
2　法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　前項第一号に掲げる場合にあっては、法第六条第一項第十二号の家賃等（以下「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法
二　（略）
（帳簿）
第二十一条　（略）
2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
3　（略）

五～七　（略）
八　サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条第一項の認可の有無
九　（略）
十　サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設（以下「高齢者居宅生活支援施設」という。）の名称、位置及び種類
十一～十六　（略）
（加齢対応構造等の基準）
第十条　法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十四条第一号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geqq 19.5$$

$$\frac{R \leqq 22}{T \leqq 21}$$

$$55 \leqq T + 2R \leqq 65$$

（T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。
T　踏面の寸法（単位　センチメートル）
R　けあげの寸法（単位　センチメートル））
三～五　（略）
（家賃等の前払金の返還方法）
第十二条　法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　入居者の入居後、法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあっては、当該期間
2　法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　前項第一号に掲げる場合にあっては、法第六条第一項第十二号の家賃等（以下単に「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法
二　（略）
（帳簿）
第二十一条　（略）
2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
3　（略）